

期日前投票における投票用紙交付誤りについて

平成31年4月7日執行の埼玉県議会議員一般選挙において、志木市役所内期日前投票所に投票に来た、本来志木市の選挙人ではない選挙人に対し、投票用紙を交付する誤りが発生しました。

1 発生日時

平成31年4月3日 17時頃

2 発生場所

志木市役所 期日前投票所（2階研修室）

3 内容

期日前投票所に来られた選挙人1名に対して、県内他市町村へ転出により投票できない方でありましたが、投票用紙を交付してしまう事象が発生しました。

4 原因

投票システムの受付では「投票不可」の方でありましたが、受付担当と投票用紙交付担当の連携が図られていなかったことで、市選挙管理委員会事務局の回答を待たずに投票用紙を交付してしまったこと。

5 その他

なお、この投票は候補者名が正しく記載されていれば有効投票として取り扱うこととなります。

6 こんのよしあき
今野喜明 志木市選挙管理委員会事務局長のコメント

選挙人の住所要件の確認を徹底し、細心の注意を払って投票事務を行うとともに、市選挙管理委員会との連絡確認も密に行い、適正な投票事務の徹底を図ってまいります。

記者発表資料

平成31年4月5日

志木市選挙管理委員会

選挙グループ

担当者／主査 大塚 敏雄

電話番号／048-473-1111

内線2852

志 木 市